

春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年条例第211号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は項に対応する改正前の欄の条又は項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市議会 <u>政務活動費</u> の交付に関する条例 (趣旨)	春日部市議会 <u>政務調査費</u> の交付に関する条例 (趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、春日部市議会の議員の <u>調査研究その他の活動</u> に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し <u>政務活動費</u> を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (交付対象)	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、春日部市議会の議員の <u>調査研究</u> に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し <u>政務調査費</u> を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (交付対象)
第2条 <u>政務活動費</u> は、会派に対して交付する。 (交付額及び交付の方法)	第2条 <u>政務調査費</u> は、会派に対して交付する。 (交付額及び交付の方法)
第3条 会派に対する <u>政務活動費</u> の月額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に16,500円を乗じて得た額とする。	第3条 会派に対する <u>政務調査費</u> の月額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に16,500円を乗じて得た額とする。
2 <u>政務活動費</u> は、毎年度の4月25日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。	2 <u>政務調査費</u> は、毎年度の4月25日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から <u>政務活動費</u> を交付する。	3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から <u>政務調査費</u> を交付する。
4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合	4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合

は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、当該基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月(異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(解散の日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、要請、陳情、会議の開催等市政の課題を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について(別記様式)により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以

は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、当該基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月(異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(解散の日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、様式第1号(その1、その2)により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以

<p>内に<u>収支報告書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(<u>政務活動費</u>の返還)</p> <p>第8条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた<u>政務活動費</u>の総額から当該会派がその年度において<u>第5条に定める経費の範囲に基づいて</u>支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額(預金利子を含む。)の<u>政務活動費</u>を返還しなければならない。</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、<u>使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。</p>	<p>内に<u>第1項の収支報告書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(<u>政務調査費</u>の返還)</p> <p>第8条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた<u>政務調査費</u>の総額から当該会派がその年度において<u>市政の調査研究に資するため必要な経費として</u>支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額(預金利子を含む。)の<u>政務調査費</u>を返還しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。</p>
---	---

(4) 附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
1 調査研究費	会派が市政の調査研究のために研修会に参加する経費及び会派が行う市政の調査研究のための旅費
2 要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
3 資料作成費	会派が行う活動に必要な印刷物等の作成費
4 資料購入費	会派が行う活動に必要な新聞、雑誌、図書等の購入費
5 会議費	会派が開催する会議に必要な会場借上料、食糧費、車借上料、速記料等
6 事務費	会派が行う活動に必要な備品費、消耗品費、通信費等

(注) 旅費は春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）第6条の規定を準用して算出した額を基準とする。

(5) 様式第 1 号を次のように改め、同様式を別記様式とする。

年 月 日

春日部市議会議長
様

会 派 名
(経理責任者名) 印

年度政務活動費収支報告について

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

(会派名)

1 収 入
政務活動費 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
会 議 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 2 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の <u>政務活動費</u> の額について審議会の意見を聴くものとする。	(所掌事項) 第2条 2 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の <u>政務調査費</u> の額について審議会の意見を聴くものとする。